

資金決済に関する法律案要綱

一 総則

1. 目的

この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の中で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

(第1条関係)

2. 定義

この法律における主な用語の定義を定めることとする。

(第2条関係)

二 前払式支払手段

1. 総則

(1) 定義

適用対象となる「前払式支払手段」等、所要の定義を定めることとする。

(第3条関係)

(2) 適用除外

乗車券、入場券、政令で定める一定の期間内に限り使用できる前払式支払手段等をこの法律の適用除外とする。

(第4条関係)

2. 自家型発行者

(1) 自家型発行者の届出

基準日（3月末及び9月末）における未使用残高（基準日未使用残高）が政令で定める額（基準額）を超える自家型前払式支払手段の発行者について、内閣総理大臣への届出義務等、所要の規定を設けることとする。

(第5条関係)

(2) 自家型発行者名簿

内閣総理大臣は、自家型発行者名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

(第6条関係)

3. 第三者型発行者

(1) 第三者型発行者の登録

第三者型前払式支払手段の発行業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行ってはならないこととする。

(第7条関係)

(2) 登録の申請等

第三者型発行者の登録手続、登録拒否要件等、所要の規定を設けることとする。
(第8条～第11条関係)

(3) 名義貸しの禁止

第三者型発行者は、自己の名義をもって他人に第三者型前払式支払手段の発行業務を行わせてはならないこととする。
(第12条関係)

4. 表示、発行保証金の供託その他の義務

(1) 表示又は情報の提供

前払式支払手段発行者は、発行者名、支払可能金額、有効期限、苦情・相談窓口等の事項について、証券等を交付する場合は証券等に表示し、証券等を交付しない場合は内閣府令で定める方法により情報を提供しなければならないこととする等の規定を設けることとする。

(第13条関係)

(2) 発行保証金の供託

前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が基準額を超えるときは、基準日未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を供託しなければならないこと等とする。

(第14条関係)

(3) 発行保証金保全契約等

前払式支払手段発行者は、銀行等との間で発行保証金保全契約を締結した場合、又は信託会社等との間で発行保証金信託契約を締結して信託財産を信託した場合には、発行保証金の全部又は一部を供託しないことができること等とする。

(第15条、第16条関係)

(4) 発行保証金に係るその他の手続

供託命令、発行保証金の取戻し等、発行保証金に係る所要の手続を定めることとする。

(第17条～第19条関係)

(5) 保有者に対する前払式支払手段の払戻し

① 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行業務を廃止する場合等に保有者に前払式支払手段の残高を払い戻さなければならないこととする。

(第20条第1項関係)

② 上記の場合を除き、前払式支払手段について払戻しを禁止することとする。ただし、払戻金額が少額である場合等前払式支払手段の発行業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、例外的に認めることとする。

(第20条第2項関係)

(6) 情報の安全管理

前払式支払手段発行者は、発行業務に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。

(第 21 条関係)

5. 監督

前払式支払手段発行者に関し、帳簿書類作成、報告書作成、立入検査、業務改善命令等、所要の監督規定を設けることとする。

(第 22 条～第 29 条関係)

6. 雑則

(1) 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例

前払式支払手段発行者以外の者が自家型前払式支払手段の発行業務を事業譲渡等により承継した場合において、当該業務の承継に係る自家型前払式支払手段の基準日未使用残高が基準額を超えるときは、自家型発行者とみなして、この法律の規定を適用すること等とする。

(第 30 条関係)

(2) 発行保証金の還付

前払式支払手段の保有者は、前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとするほか、発行保証金の還付手続に係る所要の規定を設けることとする。

(第 31 条関係)

(3) 発行保証金の還付への協力

前払式支払手段発行者から発行業務の委託を受けた者、密接関係者、加盟店その他の関係者は、発行保証金の還付に関して必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(第 32 条関係)

(4) 廃止の届出等

前払式支払手段発行者の発行業務廃止等の際の届出等、所要の規定を設けることとする。

(第 33 条関係)

(5) 登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等

第三者型発行者の登録が取り消された場合等に、発行した第三者型前払式支払手段に係る債務の履行を完了する目的の範囲内で、第三者型発行者とみなすこととする。

(第 34 条関係)

(6) 銀行等に関する特例

政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者に該当する前払式支払手段発行者については、発行保証金の供託に係る規定を適用しないこととする。

(第 35 条関係)

(7) 外国において発行される前払式支払手段の勧誘の禁止

外国で前払式支払手段の発行業務を行う者は、国内にある者に対して、その外国において発行する前払式支払手段の勧誘をしてはならないこととする。

(第 36 条関係)

三 資金移動

1. 総則

(1) 資金移動業者の登録

内閣総理大臣の登録を受けた者は、資金移動業者として資金移動業（銀行等以外の者が為替取引（少額の取引として政令で定めるものに限る。）を業として営むことをいう。）を営むことができることとする。

(第 37 条関係)

(2) 登録の申請等

資金移動業者の登録手続、登録拒否要件等、所要の規定を設けることとする。

(第 38 条～第 41 条関係)

(3) 名義貸しの禁止

資金移動業者は、自己の名義をもって他人に資金移動業を営ませてはならないこととする。

(第 42 条関係)

2. 業務

(1) 履行保証金の供託

資金移動業者は、各営業日における為替取引に関し利用者に対して負担する債務（未達債務）の額と還付の手続に関する費用との合計額（政令で定める額以下の場合、政令で定める額）（要履行保証額）のうち、1月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間における最高額以上の額に相当する額の履行保証金を供託しなければならないこと等とする。

(第 43 条関係)

(2) 履行保証金保全契約

資金移動業者は、銀行等との間で履行保証金保全契約を締結した場合には、履行保証金の全部又は一部を供託しないことができることとする。

(第 44 条関係)

(3) 履行保証金信託契約

資金移動業者は、信託会社等との間で履行保証金信託契約を締結し、要履行保証額以上を信託財産として信託した場合には、履行保証金の供託を行わないことができる等、所要の規定を設けることとする。

(第 45 条関係)

(4) 履行保証金に係るその他の手続

供託命令、履行保証金の取戻し等、履行保証金に係る所要の手続を定めることとする。

(第 46 条～第 48 条関係)

(5) 情報の安全管理

資金移動業者は、資金移動業に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。

(第 49 条関係)

(6) 委託先に対する指導

資金移動業者は、資金移動業の委託先に対する指導その他の必要な措置を講じなければならないこととする。

(第 50 条関係)

(7) 利用者の保護等に関する措置

資金移動業者は、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供その他の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととする。

(第 51 条関係)

3. 監督

資金移動業者に関し、帳簿書類作成、報告書作成、立入検査、業務改善命令等、所要の監督規定を設けることとする。

(第 52 条～第 58 条関係)

4. 雑則

(1) 履行保証金の還付

資金移動業者が為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとするほか、履行保証金の還付手続に係る所要の規定を設けることとする。

(第 59 条関係)

(2) 履行保証金の還付への協力

資金移動業者から資金移動業の委託を受けた者その他の関係者は、履行保証金の還付に関して必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(第 60 条関係)

(3) 廃止の届出等

資金移動業者の資金移動業廃止等の際の届出等、所要の規定を設けることとする。

(第 61 条関係)

(4) 登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等

資金移動業者の登録が取り消された場合等に、為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内で、資金移動業者とみなすこととする。

(第 62 条関係)

(5) 外国資金移動業者の勧誘の禁止

無登録の外国資金移動業者は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならないこととする。

(第 63 条関係)

四 資金清算

1. 総則

(1) 資金清算機関の免許等

資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行ってはならないこととする。

(第 64 条関係)

(2) 免許の申請等

資金清算機関の免許手続、審査基準等、所要の規定を設けることとする。

(第 65 条～第 68 条関係)

2. 業務

(1) 業務の制限

資金清算機関は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、資金清算業及び関連業務以外の業務を行うことができないこととする。

(第 69 条関係)

(2) 資金清算業の一部の委託

資金清算機関は、内閣総理大臣の承認を受け、資金清算業の一部を第三者に委託することができることとする。

(第 70 条関係)

(3) 業務方法書

資金清算機関は、業務方法書に資金清算業の対象とする債務の起因となる取引の種類等の事項を定め、業務方法書の定めるところにより、資金清算業を行わなければならないこととする。

(第 71 条関係)

(4) 資金清算業の適切な遂行を確保するための措置

資金清算機関は、資金清算業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の資金清算業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならないこととする。

(第 72 条関係)

(5) 未決済債務等の決済

資金清算機関が業務方法書で未決済債務等の決済方法を定めている場合に、清算参加者に破産手続等が開始されたときは、決済方法は当該業務方法書の定めに従うものとする等、所要の規定を設けることとする。

(第 73 条関係)

(6) 秘密保持義務等

資金清算機関の役職員等は、資金清算業又は関連業務に関して知り得た秘密の漏えい等をしてはならないこととする。

(第 74 条関係)

(7) 差別的取扱いの禁止

資金清算機関は、資金清算業に関し特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこととする。

(第 75 条関係)

3. 監督

資金清算機関に関し、定款又は業務方法書変更に係る認可、帳簿書類作成、報告書作成、立入検査、業務改善命令等、所要の監督規定を設けることとする。

(第 76 条～第 82 条関係)

4. 雑則

(1) 解散等の認可

資金清算機関の資金清算業の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

(第 83 条関係)

(2) 財務大臣への協議等

内閣総理大臣は、資金清算機関に対し免許の取消し等の処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならないこととする等、所要の規定を設けることとする。

(第 84 条、第 85 条関係)

(3) 日本銀行からの意見聴取

内閣総理大臣は、資金清算機関に対する処分を行うために必要があると認めるときは、日本銀行に対し、意見を求めることができることとする。

(第 86 条関係)

五 認定資金決済事業者協会

(1) 認定資金決済事業者協会の認定

内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人であつて、前払式支払手段の発行業務又は資金移動業の適切な実施の確保、健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする等の要件を満たすものについて、法令等遵守のための会員への指導、利用者からの苦情処理等の業務を行う者として認定することができることとする。

(第 87 条、第 88 条関係)

(2) 会員名簿の縦覧等

認定資金決済事業者協会の会員名簿の公衆縦覧、会員に関する情報の利用者への周知等、所要の規定を設けることとする。

(第 89 条、第 90 条、第 97 条関係)

(3) 利用者からの苦情に関する対応

認定資金決済事業者協会は、会員の行う前払式支払手段の発行業務又は資金移動業に関する利用者からの苦情について相談に応じ、会員に迅速な処理を求めなければ

ばならないこととする等、所要の規定を設けることとする。

(第 91 条関係)

(4) 認定資金決済事業者協会への報告等

認定資金決済事業者協会の会員は、利用者等の保護に必要な情報を取得したときは、認定資金決済事業者協会に報告しなければならないこととする等、所要の規定を設けることとする。

(第 92 条関係)

(5) 秘密保持義務等

認定資金決済事業者協会の役職員等は、その職務に関して知り得た秘密の漏えい等をしてはならないこととする。

(第 93 条関係)

(6) 定款の必要的記載事項

認定資金決済事業者協会は、この法律等に違反した会員に対し、会員の権利の停止を命ずる旨等を定款に定めなければならないこととする。

(第 94 条関係)

(7) 立入検査等

認定資金決済事業者協会に関し、立入検査、業務改善命令等、所要の監督規定を設けることとする。

(第 95 条、第 96 条、第 98 条関係)

六 雑則

権限委任規定、内閣府令への委任規定等、所要の規定を設けることとする。

(第 99 条～第 103 条関係)

七 罰則

所要の罰則規定を設けることとする。

(第 104 条～第 115 条関係)

八 附則

1. この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則第1条関係)

2. 前払式証票の規制等に関する法律を廃止する。

(附則第2条関係)

3. この法律の施行に伴う経過措置、関係法律の改正その他所要の規定を設けることとする。

(附則第3条～第36条関係)